

会議録

1 附属機関の名称

犬山市公益的活動促進委員会

2 開催日時

令和5年11月20日（月）午後6時30分から午後8時まで

3 開催場所

犬山市役所 202・203会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 佐藤正之、水内智英、山本剛毅、遠山涼子、林加奈、松元永己、谷口功
- (2) 執行機関 中村地域協働課長、島内課長補佐、佐藤統括主査、田原主査、柴田主査補、柴田主事
- (3) オブザーバー 協働プラザ 森好佐和子

5 内容

○報告事項

- (1) 令和5年度市民活動助成金進捗状況について

○議題

- (1) 令和6年度市民活動助成金について

6 傍聴人

0人

7 内容

① あいさつ（佐藤委員長）

※ 委員総数7名全員が出席し、犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、会議が成立。

② 報告事項

- (1) 令和5年度市民活動助成金進捗状況について

資料1

事務局より配布資料に基づき、説明。

〈質疑応答〉

- ・委員：中間交流会に出席する団体は決まっているか。
- ・事務局：助成金の辞退があったおやこ農園以外は、各団体1名ずつ参加予定である。
- ・委員：助成金の辞退となったタイミングはいつか。また、今回が初めての報告か。

- ・事務局：辞退となったタイミングは、各団体へ事業の進捗確認をした時点であり、今回は初めての報告になる。
- ・委員：辞退に至った経緯は把握しているか。どうやったら継続できたかなどの検討はしているか。辞退の背景にあるのは、制度の問題なのか、団体の問題なのかの確認はされているか。
- ・事務局：提案事業に対する審査の中で、活動の運営に関する指摘があり、申請時に定期的な活動日の設定を加えたが、実際に運営することが難しかったため、辞退すると聞いている。

③ 議事

- (1) 令和6年度市民活動助成金について 資料2～6
事務局より配布資料に基づき、説明。

〈質疑応答〉

- ・委員：はじめの一步部門の評価視点が、効果性とチャレンジ性の2つに絞られている理由は何か。
- ・事務局：はじめの一步部門は、立ち上げて間もない団体の活動を想定し、書類審査のみとしており、気軽にチャレンジして欲しいためである。
- ・委員：この2つの評価視点到絞って、提案されてしまうのではないか。公益性などの他の視点も加味して審査するのか。
- ・事務局：考え方としては、全体を踏まえて審査し、二つの視点で評価することを考えている。いきなり、自立性・発展性を求めるのは難しいと考えており、取り組もうとする意欲とその効果が見えればと考えている。
ただ、当部門は以前一律2万円の交付だったため、最終的には交付するかしないかのみの判断であったが、現在は助成金額が総事業費の2分の1、上限が5万円となっており、今までより内容を見る必要があるため、評価視点に不足があれば、意見をいただきたい。
- ・委員：総合的に判断はするが、まずはこの2点を申請者に意識してもらい、重点的に審査していくということで理解した。
効果性の中に、様々なことが含まれていると考えれば、これ以上審査項目を増やすと応募のハードルを上げてしまうかもしれない。
- ・委員：チャレンジ性なので、実現するか否かがポイントではない。1団体あたり1回の申請なので、事業が上手くいかなくても申請は1回のみで良いか。
- ・事務局：1団体あたり1回までの申請である。
現実的かどうかよりも新しくチャレンジする意欲を重視しており、これまでには、スタートした活動を提案事業として申請してくることが多く、団体として事業を実施していく意欲が見えれば、認められていた印象がある。
- ・委員：はじめの一步部門の対象で、「本格的な活動」とは何を指すのか。
また、「活動を立ち上げて間もない団体」というのは、団体として若いということか。表現がわかりづらい気がする。

- ・事務局：団体を立ち上げて実施している活動であり、その期間が短い団体を想定している。
- ・委員：初めて外部の資金を得て活動することを応援するという趣旨か。
- ・事務局：「〈対象〉」の記載は、条件というよりも、想定事業のニュアンスとして、載せている。活動の初期段階の事業を、助成金を得て大きくしていくイメージでいるが、団体に伝わりやすいように修正したい。
団体登録がされて時間が経っていても、今まで助成金申請がない場合は、内容を確認して受け付けていきたい。
- ・委員：報告事項で話のあったおやこ農園の件が気になっている。団体で計画した最初の想定が厳しかったのだと思う。今年度から協働プラザで相談する機会を設けており、ある程度対処できると思うが、申請前の段階で可能な計画かどうかには気づくことが必要である。他市では、同じように助成金を辞退し、団体が解散してしまうケースもあったので、困りごとを聞けるといい。
- ・事務局：税金を活用した助成事業で、その成果とともに、様々な報告書や手続も必要になってくるため、助成金を得たことがハードルになったかもしれない。
元々、助成額が1万6千円と低く、団体と相談して事業内容を修正したものの、無理が生じていた可能性はある。次年度も申請の意向はあり、活動は継続されると考えており、見守っていきたい。
- ・委員：今回の辞退が団体の問題か、制度の問題かを把握しておく、次の制度改正時に反映できる。助成金辞退の時は確認してほしい。
はじめの一步部門よりももっと前段階の支援や、条件の設定が可能なのかなど、今後に向けて検討できると良い。また、別の観点から、「公益性」の評価視点はひろげる部門のみだが、はじめの一步部門やふかめる部門に設定されていない理由はあるのか。
- ・事務局：公益性は全ての部門に該当するものであるが、ひろげる部門は事業の範囲が設定されていないため、そこに公益性が認められるかを見るため、視点として加えている。ふかめる部門は、地域課題解決に取り組む事業を対象としている時点で、公益性が担保されていると考えている。
- ・委員：公益性の根拠を書いてもらうよりも、行政の課題や総合計画、SDGsとの整合がチェック項目で判断できれば、公益性を担保できるのではないか。公益性は難しい概念だが、形式的なチェック項目を通じて、行政の課題に向き合う団体と言っても良いと思う。今年度、提案書がどう出てくるかを見た上で、次年度以降を検討しても良い。
クラウドファンディングを使って活動する団体と、公的な助成金を使って活動する団体の違いとして、総合計画等との接点を示せると良い。
- ・事務局：この助成金自体の対象事業を「犬山市に対する公益的な事業」としている。
申請者がどう捉えているか見てほしい。
実際の審査内容は次回の委員会で議論していただく。
- ・委員：公益性は重要である。行政が選択肢を示すのも大事であるが、市民や団体側から出していくこともある。それらと行政を全て紐づけすることには違和感

がある。市民活動を応援する趣旨から離れてくる可能性もあり、慎重に考えるべきである。

- ・ 委員：行政と紐づけることによって制約が出てくる危険性を理解した上で、行政の計画に当てはまらないものをどう支援するのか、市民に任せるのかなどの判断をしていく。行政の計画に当てはまらない活動にも公益性はある。市民独自の課題に、行政として向き合うのかなどを明確にするためであり、紐づけることが目的ではない。
行政のための市民活動にならないように留意し、行政が動けないもの、把握できていないものをはっきりさせ、市民のユニークさを最大限生かし、活動を底上げしていきたいという意図である。
- ・ 委員：審査する側として、行政の指標も意識しながら、行政からの視点と市民からの視点を認識することが必要だと感じた。
ひろげる部門の人数要件が10人以上から5人以上となり、人数にハードルがあって手を上げてこなかった団体が提案してくる想定はあるか。また、ふかめる部門の人数要件として、10人以上と設定した背景は何か。
- ・ 事務局：条例の改正により、市民活動団体の登録を3人から行えるようにした。
改正前は団体登録に10人必要であり、無理やり名簿を作っていた団体もあったため、コアメンバーで活動してもらえるよう、現状に合わせて改正した経緯がある。事業を広げ、深めていくためにはマンパワーや連携・協力は必要であり、ひろげる部門、ふかめる部門には人数要件を設定している。
ひろげる部門の人数要件を5人としたことで、提案をしやすくなる可能性はある。ふかめる部門は、課題解決事業として取り組むために、活動規模も含め、より多くの人々の協力を得て事業を展開してほしいという意図で設定している。その人数として10人が妥当であるかは、意見をいただきたい。
- ・ 委員：考えていたとおりであり、5人と設定したことは良いと思う。
コアメンバーや、会議だけや当日だけの参加など、会員の定義づけは難しいと思う。どのように定義するか、市や協働プラザの認識を合わせる必要がある。規約などで確認すると思うが、審査の時までに、事務局と審査委員で認識のすり合わせをしておいた方がよい。
- ・ 事務局：提案書に加え、規約と名簿は提出してもらおう。会員の定義は、団体の規約によるものと考えている。
- ・ 委員：人数要件の基準としてはこれで良いと思うが、例えば、会員9人と10人で申請出来るか否かが分かれる。何かあった時に、例外を認められるよう「原則」という文言を入れてはどうか。なぜ例外を認めたかという説明は必要になる。
- ・ 事務局：「原則」という文言を入れるか否かは、事務局でも議論出来ていないため、検討する。
- ・ 委員：部門で人数要件が違うことが気になっていたため、説明を聞いて理解した。
メンバーを集めることはハードルであり、無理やり集めた10人よりも、コアメンバーが誰なのか、しっかりと知れた方が審査し易い。

また、制度として自立した活動を支援することにポイントがあると思うが、プロジェクトを立ち上げずと活動していくことは難しい。設定した目標が達成されたら活動を終了し、必要な力を温存することも必要である。団体として継続し続けることが本当に必要かは、今後、議論していけば良いのではないか。

- ・委員：ふかめる部門で、コンソーシアム形式で応募があった場合は、団体の人数要件をどう考えるか。
- ・事務局：コンソーシアム形式での応募は想定していないため、コンソーシアムを組んでいる団体の内、申請主体となるメインの団体の会員が10人以上であることが必要になる。
- ・委員：原則と文言を追加することでカバーできるかもしれないが、例外があった時に何か対応できる仕組みであると良い。また、団体を継続し続けることは難しいため、5年など活動の期限を考えてもらうのが現実的ではないか。
- ・委員：コンソーシアム形式の場合、全体のメンバーで10人いれば、一つの団体として見なすのか。
- ・事務局：現在の要件では、コンソーシアムに関係なく、申請団体の規約で定める会員要件を満たす人が10人必要であり、一つの団体として見なすことは難しい。コンソーシアム形式でも一つの団体と認めるかは、別途検討が必要である。
- ・委員：企業の社会貢献部署が事業提案する場合は、どういう手続きになるのか。
- ・事務局：以前設定していたコラボ・マッチング部門では、市民活動団体と企業との協働も想定していたが、提案された実績はなかった。今回の募集要領では、その部署として、まず市民活動団体登録をしてから助成申請をすることになる。確認であるが、ふかめる部門の名称はこれでよいか。

(委員から異議なし)

- ・事務局：資料5の別紙3についてはどうか。
- ・委員：内容を自由記載としており、評価するのは大変だと思うが、今回はこれで審査を行い、次年度はまた見直せば良いと思う。

④ その他

(1) 市民活動団体登録に関する相談について

事務局より経緯説明。(未成年者のみで構成される団体の登録)

〈質疑応答〉

- ・委員：未成年が法的な契約の主体になり得るのか。活動において何かトラブルが発生し、裁判を起こされた場合にその対象となるのであれば、登録を受け付けても良いと思う。
- ・委員：団体を作るのは自由だが、その先に助成金申請をするつもりがあるのか。まず、活動における損害弁償の可能性、助成金の原資として税金が使われて

いることや手続きの内容等を理解してもらう必要がある。助成金を申請する場合は、責任問題も出てくるので、保護者の同意書は必要だと思う。保護者が知らないところで団体活動のお金を使用される等、何かが起こった後で保護者がそのことを知り、市と保護者の間でトラブルが起きる可能性がある。団体のメンバーに小学生や中学生がいる場合は、保護者の同伴は必要ではないか。関市では、立ち上がった団体のグループLINEに高校生が参加しており、その内容に不安を感じたメンバーが高校に相談するという事例もあった。子ども達を守るという視点は必要である。

- ・ 委員：春日井市では、学校活動の中で派生したボランティアグループがあり、親は関与せず、学校が関わっている事例もある。助成金申請は別として、親が難しければ、学校の先生が活動をサポートしていくことは、自然な流れだと思う。子ども達が社会に関わりやすくなるよう検討してほしい。
- ・ 委員：自分達の活動を認めてほしいという思いも感じるが、規約を含め活動内容等はまだ検討が必要である。応援したいという思いを伝え、まずはよく話を聞いてはどうか。市民活動は単に友達同士の活動ではなく、活動を開いていくことで責任が生じること等を理解してもらおうと良い。
- ・ 委員：皆さんの意見に共感している。活動の背景をしっかりと理解出来ているわけではないが、若い世代に地域活動に参加してもらうことは、犬山市の課題でもある。若い人達を守ることやどうやって応援していくかは、よく考えるべきである。制限をかけるというよりは、応援するスタンスで検討していけると良いのではないか。
- ・ 委員：今年から、中学校や高校の教育プログラムが変わり、探求授業として地域の課題を自分達で解決することも組み込まれている。どのように進めるか先生達も困っていると聞いており、学校との連携等を考えても良い。
- ・ 委員：大学でも、学生が先生に相談して断られるという話は聞く。前例がないことも含め、どう思いを伝え、活動していくかを考える良い教育コンテンツになるのではないか。
今回のケースも、なぜ登録したいか等が聞けると、もっとワクワクする形になっていくため、しっかり話を聞くことが必要である。まず相談があった時の初期対応が大事になる。
- ・ 委員：関市には「若者チャレンジ支援制度」という制度があり、資金援助ではないが、未成年の団体が必要な物品を申請してもらい、提供している。また、活動自体のブラッシュアップや、やりたいことに応じて活動場所を紹介できるコーディネーター制度もある。
犬山市では、協働プラザが団体の活動をサポートしていく形であり、活動の相談や情報の支援も出来ることを伝えていく必要がある。犬山市として、特に若者の活動を応援していく考えがあるのなら、若者がチャレンジできる制度を作るのも良いのではないか。
- ・ 委員：社会福祉協議会内のボランティア連絡協議会に参加している団体も、広く言えば市民活動を行っている。それらの団体と、市民活動団体の情報が共有さ

れていると、マッチングが進んでいくのではないか。また、社会福祉協議会との協力体制も今後検討していく必要がある。

大規模災害の発生時は、学校が避難所となる。学生も主体として取り込んでいければと考えている。温かい目で応援してほしい。

- ・事務局：団体登録と助成金申請の議論があったと思うが、いずれにしても丁寧な対応をしていきたいと考えている。

- (2) 令和5年度市民活動助成金中間交流会について
実施日程や当日の流れを説明。